

共済組合ニュース

目次

- 1 平成27年度予算が承認されました・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2～3
- 2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率について・・・・・・・・P. 4
- 3 標準報酬制の導入により、掛金等の計算方法が変わります！・・・・・・・・P. 4～5
- 4 被用者年金一元化に関する疑問点にお答えします！・・・・・・・・P. 6～8
～公務員も厚生年金に加入するの？～
～私が受け取る年金は共済年金？それとも厚生年金？～
～公務員独自の上乗せ部分（職域年金相当部分）はどうなるの？～
～年金を受給しながら働く場合の支給停止の計算式も変わるって聞いたけど・・・～
- 5 障害共済年金の在職停止の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
- 6 地共済年金情報Webサイトの終了について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 9
- 7 データヘルス計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 9～11
- 8 旧記号番号の組合員証（健康保険証）をお持ちではありませんか？・・・・・・・・P. 11
- 9 附加給付の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・P. 12
- 10 任意継続組合員になられる方の、えらべる倶楽部の取扱いについて・・・・・・・・P. 12
- 11 扶養状況調査への御協力ありがとうございました・・・・・・・・P. 13
- 12 今一度、御家族の扶養状況を御確認ください・・・・・・・・P. 13
- 13 「職員相談室」の開室時間の変更について・・・・・・・・P. 14
- 14 保養所きよみずの廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
- 15 人間ドック申込の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 15

～お問い合わせは～

共済組合の予算、標準報酬制に関すること：共済企画担当

共済年金に関すること：年金担当

組合員証、扶養認定、任意継続組合員に関すること：保健担当



1 平成27年度予算が承認されました

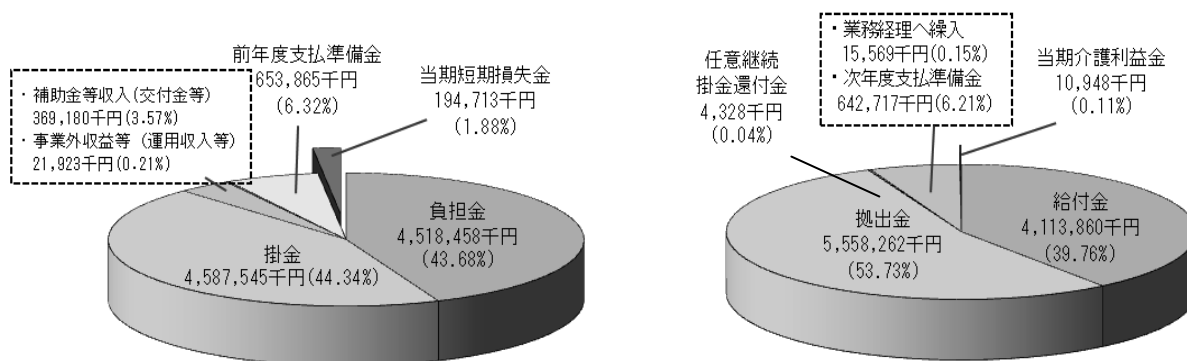
平成27年3月25日に開催された第137回組合会において、共済組合の平成27年度予算が承認されましたので、概要をお知らせします。

【1 短期経理（医療保険）】

短期給付事業は、組合員の皆様の医療費や出産費、休業や災害等に対し給付を行う事業です。

収入総額の見込みは101億5,097万円となり、主な内訳は、京都市など事業主からの負担金が45億1,845万円、組合員（任意継続組合員を含む。）の皆様の掛金が45億8,754万円となっております。一方、支出は、健康保険の保健給付や育児休業手当金・傷病手当金等の休業給付など給付金が41億1,386万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が55億5,826万円となる見込みで、支出総額は103億3,473万円となります。

介護保険に係る勘定については、過去からの累積赤字を解消するため1,094万円の黒字を見込んでいるものの、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金が依然として高水準で推移しているため、1億9,471万円の赤字を見込んでおります。この赤字については、積立金を取り崩すことにより対応いたします。



※ () は収入又は支出総額に占める割合

収入 計10,150,971千円

支出 計10,334,736千円

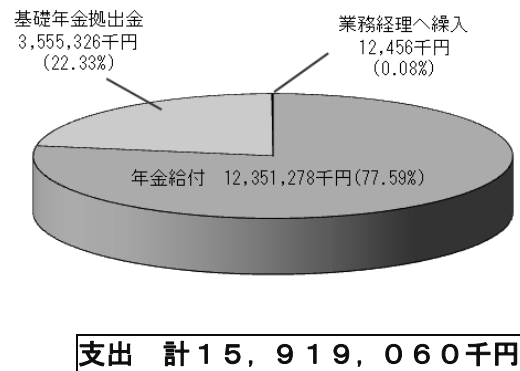
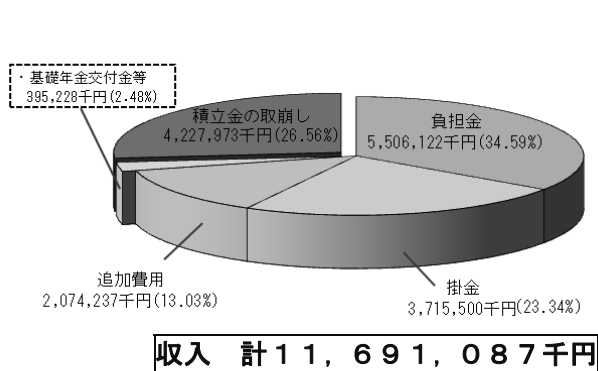
【2 長期経理（年金）】

長期給付事業は、主に京都市を退職された方への年金給付を行う事業です。

収入総額は、116億9,108万円で、事業主からの負担金や組合員の皆様の掛金が主な内訳となっています。一方、支出総額は159億1,906万円で、退職・障害・遺族年金の給付が主な内訳となっています。収入と支出の差額△42億2,797万円については、積立金を取り崩して対応いたします。

平成27年10月の被用者年金一元化に伴い、共済年金は厚生年金に統一されることから、長期経理（共済年金）に係る予算額は、9月までの数値を計上しています。10月以降は、これまでの長期経理に相当するものは厚生年金保険経理及び経過的長期経理、また、共済年金の職域部分の廃止に伴い新たに創設される「年金払い退職給付」に係る経理により経理処理されることとなります。

※予算規模：厚生年金保険経理…102億5,384万円、経過的長期経理…1,276万円、退職等年金経理…7億2,073万円



【3 業務経理（事務費）】

業務経理は、短期及び長期給付を行うための事務費を執行する経理です。

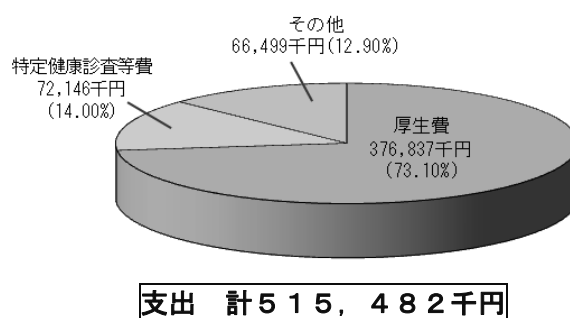
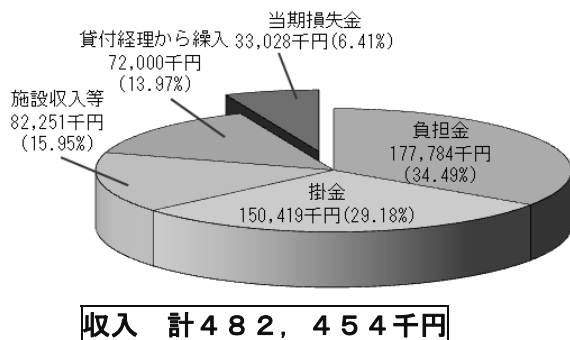
京都市等からの負担金8,407万円、短期及び長期経理からの繰入金2,802万円、全国市町村職員共済組合連合会（「以下、連合会」という。）からの交付金454万円などを合計した収入総額見込みは1億1,720万円となります。支出は、システム委託費5,946万円、連合会への分担金3,906万円や共済組合ニュースの発行に係る普及費などで総額1億3,574万円となる見込みです。

【4 保健経理（保健事業）】

保健経理は、特定健康診査や人間ドックなどの実施、スポーツクラブの利用補助、また京都市職員厚生会との共同事業である「えらべる倶楽部」を実施している経理です。

収入総額は4億8,245万円で、内訳は京都市等からの負担金が1億7,778万円、組合員の皆様の掛金が1億5,041万円、施設収入（定期健康診断に代えて人間ドックを受けた方に係る事業主からの法定健診受託料等）8,225万円、貸付経理からの繰入金7,200万円です。

一方、支出総額は5億1,548万円となり、主な内訳は、各種検診事業やえらべる倶楽部を実施するための厚生費が3億7,683万円、特定健康診査等費が7,214万円です。収入と支出の差額△3,302万円は積立金を取り崩すことにより対応いたします。



【5 貸付経理（貸付事業）】

貸付事業は、組合員の住宅購入、住宅災害、高額医療及び出産など臨時の支出に対する貸付を行っています。

収入は貸付金利息3,601万円のほか、連合会からの交付金等で合計3,689万円となる見込みです。一方、支出総額は1億482万円で、主な内訳は、会員制福利厚生事業（えらべる倶楽部）に充てる保健経理への繰入金7,200万円、貸付システム改修の委託費2,431万円、連合会払込金251万円となる見込みです。収入と支出の差額△6,793万円は、積立金を取り崩して対応いたします。

2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率について

平成27年4月以降の短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率は以下のとおりです。

○短期及び福祉掛金率（平成27年4月～9月）※平成26年度から変更ありません。

			(単位：千分比)
短期給付	短期分	給料	61.25
		期末勤勉手当	49.00
	介護分	給料	7.50
		期末勤勉手当	6.00
福祉事業		給料	2.35
		期末勤勉手当	1.88

○短期及び福祉掛金率（平成27年10月～3月）※標準報酬制に伴い率が変わります。

			(単位：千分比)
短期給付	短期分	標準報酬月額	41.00
		標準期末手当等	41.00
	介護分	標準報酬月額	5.20
		標準期末手当等	5.20
福祉事業		標準報酬月額	1.34
		標準期末手当等	1.34

3 標準報酬制の導入により、掛金等の計算方法が変わります！

○標準報酬制（平成27年10月～）

原則として、毎年4月から6月までの報酬（給料月額＋諸手当等）の平均額を基に「標準報酬月額」を決定（定時決定）します。これを、その年の9月から翌年の8月までの各月の掛金・負担金等の算定基礎とする仕組みです。

4月の報酬		5月の報酬		6月の報酬	
給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)	給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)	給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)

4月～6月の報酬の平均額＝報酬月額

標準報酬等級表に当てはめる

掛金等の算定基礎
標準報酬月額

× 掛金率 = 組合員の掛金・保険料

経過措置として、制度開始時の平成27年10月から平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

〈参考〉標準報酬等級表

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
1	98,000	101,000 未満	16	260,000	250,000 以上 270,000 未満	31	650,000	635,000 以上 665,000 未満
2	104,000	101,000 以上 107,000 未満	17	280,000	270,000 以上 290,000 未満	32	680,000	665,000 以上 695,000 未満
3	110,000	107,000 以上 114,000 未満	18	300,000	290,000 以上 310,000 未満	33	710,000	695,000 以上 730,000 未満
4	118,000	114,000 以上 122,000 未満	19	320,000	310,000 以上 330,000 未満	34	750,000	730,000 以上 770,000 未満
5	126,000	122,000 以上 130,000 未満	20	340,000	330,000 以上 350,000 未満	35	790,000	770,000 以上 810,000 未満
6	134,000	130,000 以上 138,000 未満	21	360,000	350,000 以上 370,000 未満	36	830,000	810,000 以上 855,000 未満
7	142,000	138,000 以上 146,000 未満	22	380,000	370,000 以上 395,000 未満	37	880,000	855,000 以上 905,000 未満
8	150,000	146,000 以上 155,000 未満	23	410,000	395,000 以上 425,000 未満	38	930,000	905,000 以上 955,000 未満
9	160,000	155,000 以上 165,000 未満	24	440,000	425,000 以上 455,000 未満	39	980,000	955,000 以上 1,005,000 未満
10	170,000	165,000 以上 175,000 未満	25	470,000	455,000 以上 485,000 未満	40	1,030,000	1,005,000 以上 1,055,000 未満
11	180,000	175,000 以上 185,000 未満	26	500,000	485,000 以上 515,000 未満	41	1,090,000	1,055,000 以上 1,115,000 未満
12	190,000	185,000 以上 195,000 未満	27	530,000	515,000 以上 545,000 未満	42	1,150,000	1,115,000 以上 1,175,000 未満
13	200,000	195,000 以上 210,000 未満	28	560,000	545,000 以上 575,000 未満	43	1,210,000	1,175,000 以上
14	220,000	210,000 以上 230,000 未満	29	590,000	575,000 以上 605,000 未満	} 短期のみ		
15	240,000	230,000 以上 250,000 未満	30	620,000	(長期) 605,000 以上 (短期) 605,000 以上 635,000 未満			

標準報酬制導入後の掛金を計算してみよう！

～共済花子さんの場合～

- 給料 270,000 円
 - 扶養手当 13,900 円
 - 地域手当 28,390 円
 - 住居手当 10,500 円
 - 時間外勤務手当 40,000 円
 - 通勤手当 10,000 円
- (6 箇月分の定期代 60,000 円の場合、1 箇月平均で算定)

報酬月額
372,790 円

↓ 標準報酬等級表に当てはめると…

標準報酬月額
380,000 円
(第 22 級)

短期掛金

標準報酬月額 380,000 円 × 掛金率 41.00 ÷ 1,000 = 15,580 円

介護掛金

標準報酬月額 380,000 円 × 掛金率 5.20 ÷ 1,000 = 1,976 円

福祉掛金

標準報酬月額 380,000 円 × 掛金率 1.34 ÷ 1,000 = 509 円



4 被用者年金一元化に関する疑問点にお答えします！

平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されることになりました。この被用者年金一元化について、組合員の皆様から多数寄せられた御質問にお答えします。

なお、この共済組合ニュース作成時点におきまして政省令がまだ公布されていないため、現時点での見込みのものを含んでいますので、御注意ください。（詳細が判明すれば次号の共済組合ニュース等でお知らせします。）



公務員も厚生年金に加入するの？

⇒ 地方公務員（フルタイム再任用職員を含む。）は「第3号厚生年金被保険者」となります。

なお、一元化前の厚生年金被保険者（民間被用者や市の嘱託職員等）は「第1号厚生年金被保険者」、国家公務員は「第2号厚生年金被保険者」、私立学校教職員は「第4号厚生年金被保険者」となります。



私が受け取る年金は共済年金？それとも厚生年金？

⇒ 年金を受給する権利がいつ発生するかによって、年金の種類が異なります。

被用者年金の一元化（平成27年10月1日）より前に受給する権利が発生した年金は「共済年金」に、被用者年金の一元化以降に受給する権利が発生した年金は「厚生年金」になります。

なお、生年月日に応じて60代前半のあいだ支給される「特例による退職共済年金」は、65歳に達したときに受給権が消滅して、新たに本来支給の年金が発生することになりますので、平成27年10月2日以降に65歳になられる方の65歳以降の年金は「老齢厚生年金」になります。

<イメージ図>

昭和25年10月1日以前生まれ

支給開始年齢	65歳
特例による退職共済年金	(本来支給の)退職共済年金

昭和25年10月2日～昭和29年10月1日生まれ

(特定消防組合員は昭和25年10月2日～昭和30年10月1日生まれ)

支給開始年齢	65歳
特例による退職共済年金	(本来支給の)老齢厚生年金

昭和29年10月2日～昭和36年4月1日生まれ

(特定消防組合員は昭和30年10月2日～昭和42年4月1日生まれ)

支給開始年齢	65歳
特別支給の老齢厚生年金	(本来支給の)老齢厚生年金

昭和36年4月2日以降生まれ

(特定消防組合員は昭和42年4月2日以降生まれ)

65歳
(本来支給の)老齢厚生年金

※ 支給開始年齢は生年月日に応じて異なります。



公務員独自の上乗せ部分（職域年金相当部分）はどうなるの？

⇒これまで共済年金には、厚生年金にはない独自の上乗せ部分として「職域年金相当部分」（いわゆる3階部分）が加算されていました。

被用者年金一元化によりこの職域年金相当部分は廃止となりますが、平成27年9月までの共済組合員期間がある方については、経過措置として、**平成27年9月までの組合員期間に応じた職域年金相当部分の年金が支給されます。**平成27年10月以降の期間につきましては、新たに創設される「年金払い退職給付」が支給されます。（同時に配布しておりますパンフレット「平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます～被用者年金制度の一元化と年金払い退職給付制度の創設～」も併せて御参照ください。）

（例）平成2年4月採用，平成40年3月退職の方の場合

平成2年4月	平成27年10月	平成40年3月
25年6月（306月）	12年6月（150月）	

→306月分の旧職域年金相当部分と、150月分の年金払い退職給付を受給することができる。



年金を受給しながら働く場合の支給停止の計算式も変わるって聞いたけど…

⇒退職共済年金（老齢厚生年金）を受給しながら再就職して公的年金制度に加入している場合、「賃金＋年金」が停止基準額を超えるときは、年金の一部又は全部が支給停止となります（所得制限）。この支給停止の計算式が、平成27年10月以降、変更となります。（現在の老齢厚生年金の支給停止の計算式と同じになります。）

☆ 大きな変更点

計算式の詳細は下の表のとおりですが、特に大きな変更点は次の2点になります。

- ・2つ以上の実施機関の年金（例：厚生年金と共済年金）を有する場合は、すべての年金の合計額を用いて年金の額とします。（現在は個別に計算しています。）
- ・65歳未満で厚生年金（私学共済）に加入している場合は、支給停止の基準となる額（停止基準額）が46万円から28万円となります。

⇒従って、年金の支給停止額が増えることがあります。

再就職先の年金制度	現在の所得制限	平成27年10月以降の所得制限
公務員共済組合 （フルタイム再任用職員を含む。） <small>※ 平成27年10月以降は第2号，第3号 厚生年金被保険者</small>	○（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ●職域年金相当部分は全額支給停止。	○65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ●職域年金相当部分は全額支給停止。（予定）
厚生年金保険 （短時間再任用職員を含む。） 私立学校教職員共済組合 <small>※ 平成27年10月以降は第1号，第4号 厚生年金被保険者</small>	○（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ●職域年金相当部分は全額支給。	○65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ●職域年金相当部分は全額支給。

※ 「賃金」とは勤務先の標準報酬月額（一元化前の公務員共済組合の組合員である場合は本給×1.25）と直近1年間の標準賞与額の総額の12分の1を加えた額です。
 ※ 「年金」とは決定年金額から職域年金相当部分，加給年金額及び経過的加算を控除した額の12分の1です。（複数の年金がある場合，現在は個別に計算していますが，平成27年10月以降はすべての年金を合算します。）
 ※ 停止基準額（28万円や46万円）は賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

☆ 経過措置

一元化による所得制限の計算式の変更によって、一元化前よりも支給停止額が多くなる場合があるため、一元化前に発生した年金の受給権を有しており、かつ、一元化前から引き続き厚生年金の被保険者として在職している方等を対象に、下記のとおり経過措置が設けられる予定です。

(経過措置の詳細やどのような場合に該当するかといった詳しい要件については、政省令が未公布のため未定です。)

- ・停止額が従来の支給停止額を除いた年金と賃金の合計額の10%に相当する額を超える場合は、従来の停止額と当該10%に相当する額を合算した額を減額の上限とする。
- ・さらに65歳未満の方については、賃金と年金の合計額のうち35万円を超える部分のみを減額対象とすることで、賃金と年金の合計額が35万円を下回らないようにする。

5 障害共済年金の在職停止の廃止について

現在、障害共済年金の受給権者が共済組合員として在職中の間は、原則として年金の支給は停止となっていますが、厚生年金制度には同様の支給停止制度がないため、平成27年10月以降、厚生年金制度に合わせて障害共済年金は在職中であっても支給されることとなります。(ただし、第2号、第3号厚生年金被保険者(6ページ参照。)である間は、職域年金相当部分は引き続き支給停止となる予定です。)

(1) 現在、障害共済年金が在職停止中の方の場合

障害共済年金が現在在職中のため支給停止となっている方は、支給停止解除のため、障害等級の再認定が必要となる場合があります。再認定が必要な方には、個別に共済組合からお知らせする予定です。

(2) 障害の状態に該当しているが、障害共済年金を請求されていない方の場合

共済組合員である間に初診日があり、初診日から1年6か月が経過しているか症状が固定しているときに、地方公務員等共済組合法の規定による障害等級に該当すれば、障害共済年金の権利が発生します。また、平成27年10月以降に障害を事由とする年金の受給権が発生し、共済組合員(平成27年9月以前)又は第3号厚生年金被保険者(平成27年10月以降)である間に初診日がある場合は、共済組合において障害厚生年金を決定します。

障害年金を受給するための詳細な要件については、共済組合までお問い合わせください。また、障害年金の等級と身体障害者手帳等の等級は必ずしも一致しませんので御注意ください。

なお、障害認定日(初診日から1年6か月後又は症状固定日)において障害の状態でなかった方が、その後症状が重くなって障害年金を請求する場合(65歳未満に限ります。)の受給権発生日は請求日となります。この場合、年金の支給は請求日の翌月分から(「症状が重くなったときの翌月分から」ではありません。)となりますので、請求を検討されている方は御注意ください。

例えばこういう場合に障害等級に該当します

- ・ ペースメーカーや人工弁を装着した。
- ・ 人工透析療法を受けている。

6 地共済年金情報 Web サイトの終了について

退職共済年金の見込み額の確認等で御利用いただいている地共済年金情報 Web サイトは、平成27年3月末で終了いたします。

平成27年4月以降につきましては、平成27年10月からの被用者年金一元化に向けて、新たな地共済年金情報 Web サイトを開設する予定です。詳細は決まり次第、共済組合ニュース等で御案内します。

※現在御利用いただいておりますユーザ ID やパスワードについても、本年3月末で失効となりますので、御留意ください。

7 データヘルス計画の策定について

京都市職員共済組合では、総務省からの指示に基づき、平成27年3月にデータヘルス計画を策定しました。この章では、このデータヘルス計画の概要について御紹介いたします。

(1) データヘルス計画とは

データヘルスとは、京都市職員共済組合などの保険者が保有するレセプト（診療報酬明細書）や、事業主（事業主としての京都市や他の任命権者など）から提供された健康診断データなどの情報を活用し、組合員（加入者）の健康づくりや疾病予防、重症化予防を行う事業です。平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」にも盛り込まれ、全ての健康保険組合等に対し、当該事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められています。

レセプトや健康診断データの電子化・標準化の進展により、従来、困難だった多くのデータに基づく医療費の内容や傾向の分析が可能となり、また、医療費データと健診データの突き合せを行うことで、個々の加入者の健康状態の変化を把握できるようになっています。このような環境の変化を受け、データヘルス計画では、各種データの分析に基づいた、より効果的な保健事業の計画を立案し、PDCAサイクルで実施します。

(2) 京都市職員共済組合の組合員・被扶養者における医療費等の傾向の分析及び健康課題

京都市職員共済組合においても、組合員・被扶養者の医療費の状況等や、他の政令指定都市共済組合や共済組合以外の民間の健康保険組合とも運営状況等を比較し、分析を行いました。

その結果、当共済組合の組合員・被扶養者における主な健康課題が、以下のとおりとなっていることが分かりました。

- ① 平成23年度から平成25年度までの直近3年間の医療費については、増加傾向は抑えられ、むしろ減少に転じている。その一方で、指定都市共済組合（10組合）中における組合員一人当たりの医療費は5番目、また短期保険料率についても4番目に高く、民間の健康保険組合との共同分析では比較対象組合（11組合）中の第1位となっていることなど、総じて、医療費の絶対額は高い状態にある。
- ② 生活習慣病関連では、組合員、被扶養者ともに医療費が著しく高額となっている状況にあり、



特に脂質異常や糖尿病に関する疾患が多い。

- ③ 悪性新生物（いわゆるガン）関連では民間健保との比較において、組合員、被扶養者ともに医療費は上位にあり、特に組合員については「結腸ガン」、被扶養者については「乳ガン」、組合員・被扶養者共通で「肺ガン」に関する医療給付費が多い。
- ④ アレルギー性鼻炎に対する医療費が著しく多く、次いでインフルエンザの罹患も多い傾向にある。また、メンタル系疾患についても医療費が多い。
- ⑤ 前期高齢者（65歳から74歳まで）に対する医療費が高く、重症化が進んでいる。その結果、高齢者医療に対する共済組合からの拠出金が高額（年間の短期経理（医療費関係支出）の半分以上を拠出金関係が占める。）となっている。

（3）今後の保健事業の実施に向けて

（2）の健康課題の抽出を踏まえ、持続的及び安定的に医療給付を行うため、これまで実施してきた保健事業について、以下のとおり充実又は見直しを行い、推進していくこととします。

○ 重点項目

① 医療費の抑制、適正化に向けた総合的な取組

ア 特定健康診査・特定保健指導の利用の向上

生活習慣病関連の医療費が高い状況から、疾病対策の初期段階としての早期発見・早期治療を促すため、以下のとおり予防対策に努めます。

- ・ 特定健康診査の未受診者及び特定保健指導の未利用者の受診・利用勧奨
- ・ 被扶養者（特に前期高齢者）の受診・利用勧奨
- ・ 生活習慣病予防セミナー実施及び生活習慣病の予防に関する啓発活動

イ 人間ドック（一般健診、節目検診）、脳ドックの利用補助

生活習慣病や各種ガンをはじめとした疾病の早期発見，早期治療を図る対策を促すため，組合員及び被扶養者が人間ドックや脳ドックを受診する際の費用の一部の補助を継続し，受診に向けた啓発活動を行います。

ウ ガン検診費用の利用補助

ガン検診の利用率を向上させ，ガンの早期発見，早期治療を図るため，各種のガン検診（胃，肺，大腸，乳，子宮，前立腺）を引き続き実施し，受診結果に対するフォローアップなどの重症化予防対策も検討します。

② 医療費削減に向けた啓発活動

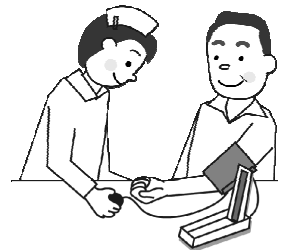
ア 広報の充実

広報紙などを活用した積極的な広報により，組合員の意識付けへの活動を充実させます。

- ・ 「共済組合ニュース」による共済組合の財政状況等を周知
- ・ 被扶養者認定の適正化，ジェネリック医薬品の利用促進，接骨院・整骨院のかかり方，特定健康診査・特定保健指導の受診の呼び掛けなど，特定のテーマに重点を置いた広報及び普及啓発の実施
- ・ 被扶養者・前期高齢者を意識した広報

イ 医療費通知の発行

組合員本人及び家族の医療費についての認識を高めるために医療費通知を引き続き発行します。





ウ ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品の利用を促すことにより、薬剤支給額の低減を図ります。

- ・ 広報紙「共済組合ニュース」による普及啓発
- ・ ジェネリック医薬品差額通知の送付（年2回送付）
- ・ ジェネリック医薬品希望カード・シール利用の啓発

エ 健康教育セミナーの実施

実施方法の見直しを行うなど事業主と協働しながら、より効果的なセミナーを実施します。

- ・ メンタルヘルスセミナー、生活習慣病予防セミナー、健康づくりセミナー

○ その他の取組

ア 扶養状況調査の実施

これまでから実施している扶養状況調査を継続し、扶養認定の適正化を図ります。

イ レセプト（医科・歯科・調剤）、柔道整復師等に係る療養費支給申請書の内容点検の実施

当共済組合に請求されるレセプトの内容点検、及び当共済組合に請求される柔道整復師等からの療養費支給申請書の内容点検を引き続き実施します。

ウ 職員相談室の運営

臨床心理士や産業カウンセラー等の専門のカウンセラーが組合員及びその家族の仕事や家庭の悩みなどの相談に応じます。

エ 組合員及び被扶養者の健康の保持増進に係る事業の実施

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を図るため、次の事業を実施します。

- ・ スポーツクラブや温水プール施設との法人契約
- ・ 各局区等で実施する体育事業に対する経費の一部助成
- ・ 京都市内近郊でウォーキングコースを設定した「歩こう会」の実施

オ 会員制福利厚生事業の活用

組合員・被扶養者の元気回復を目的とした会員制福利厚生事業を活用します。更に受診勧奨等に、何らかのインセンティブを働かせる方策も検討します。

8 旧記号番号の組合員証(健康保険証)をお持ちではありませんか？



記号が11・22の組合員証等は御使用いただけません！！

全国市町村職員共済組合連合会への加入に伴い、平成26年12月1日付けで、組合員証（健康保険証）の記号番号を変更しました。旧証の回収に御協力いただき、ありがとうございました。

古い記号番号の組合員証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証はお使いいただけません。万一お手元にございましたら、速やかに共済組合まで返却していただく必要がありますので、今一度御確認いただきますよう、お願いいたします。

9 附加給付の見直しについて

共済組合独自で行っている附加給付の給付水準につきましては、厳しい財政状況や総務省からの指導により平成25年4月に見直しを行いました。給料月額が424,000円以上の組合員（上位所得者）の自己負担限度額につきましては、段階的に引き上げており、平成27年4月診療分から次のとおり変更されますので、御注意ください。

科目	給付事由	支給額（現行）	変更内容
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	1箇月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を40,000円とし、超えた分を支給	自己負担限度額を、27年4月から50,000円に引上げ
合算高額療養費附加金	1箇月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を80,000円とし、超えた分を支給	自己負担限度額を、27年4月から100,000円に引上げ

※給料月額が424,000円未満の組合員は、変更ありません。

10 任意継続組合員になられる方の、えらべる倶楽部の取扱いについて

えらべる倶楽部については、平成26年度から、共済組合の任意継続組合員の方にもご利用いただいているところです。

これまで、任意継続組合員のえらべる倶楽部会員資格については、在職時の資格は一旦喪失したうえで、任意継続組合員としての新たな資格を取得する取扱いとしていたため、3月31日付け退職の場合、えらべる倶楽部の会員資格取得は5月1日付けとなっていました。会員番号も変更となるため、在職時の会員証は退職時に一旦返却していただいたうえで、5月1日以降に新会員証、リフレッシュランガイド等を御自宅に郵送していました。

平成27年度以降、上記取扱いを変更し、任意継続組合員期間中は在職時のえらべる倶楽部会員資格を継続することとします。これにより、在職時のえらべる倶楽部会員証を引き続き御使用いただけますので、今年度末退職される方のうち、共済組合の任意継続を希望される方は、退職時に会員証を返却しないでください。

これに伴い、リフレッシュランガイド及びえらべる倶楽部ガイドブック（希望者のみ）については、退職前の所属で受領してください。

えらべる倶楽部とは？

（株）JTB ベネフィットが提供する、会員制の福利厚生事業です。宿泊や映画の補助を受けられるほか、様々な業種の店舗や施設が割引等の価格で利用できます。

1 1 扶養状況調査への御協力ありがとうございました

共済組合では、年に一度、被扶養者の公平かつ適正な認定のため、扶養状況調査を行っています。今年度は、昨年7月に、18歳以上の被扶養者を対象とした調査を実施いたしました。調査の対象となった組合員の皆様には、御協力いただきありがとうございました。

＜結果＞ 調査対象者：7,683人 ⇒扶養削除となった被扶養者：約235人※

※通常の収入超過及び就職など、扶養調査によらない削除を含む。

被扶養者の要件を満たしていないことが判明した方については、事実発生日に遡って資格喪失となり、その間に医療機関にかかっていた場合は、共済組合が負担した医療費を組合員から返還していただきます。来年度以降も、その年々の状況に応じた調査を行いますが、組合員の皆様におかれましては、就職や収入超過などにより御家族が被扶養者としての要件を満たさなくなった場合には、速やかに届出をしていただきますようお願いいたします。



1 2 今一度、御家族の扶養状況を御確認ください

今回の扶養状況調査で問い合わせが多かった内容として、同居、別居の認定要件があります。

その中でも別居の場合、仕送りが必要なことを把握していなかったというケースが多くありました。同居から別居になり扶養を継続する場合、また認定当時から別居の場合、以下の条件を満たすことが必要です。

- (1) 認定対象者の収入額が収入限度額内であり、かつ、当該収入額に2分の1を乗じて得た額が、組合員からの仕送り額以下であること。
- (2) 組合員からの仕送り額が、1人につき月額5万円以上であること
- (3) 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- (4) 組合員から認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して送金していること。

例：子が4月から別居、引き続き扶養される場合。

①子の収入4月：106,000円

$106,000 \text{円} \times 1/2 = 53,000 \text{円}$ ⇒ (1) より 53,001円以上の仕送りが必要

②子の収入4月：80,000円

$80,000 \text{円} \times 1/2 = 40,000 \text{円}$ ⇒ (2) より 50,000円以上の仕送りが必要

『同居から別居』，『別居から同居』になった場合は必ず手続きが必要です。

『同居から別居』の場合、「被扶養者申告書（家族調書）」，「別居先の世帯全員の住民票」，「仕送りが確認できる書類」，「給与明細等」（収入がある場合）が必要です。

※就学・単身赴任・施設入所等の一時的な別居であっても、別居の届出は必要です。この場合は上記書類のうち「仕送りが確認できる書類」の代わりに「学生証」，「在学証明書」，「辞令」，「施設入所が確認できる書類」等を御提出ください。

13 「職員相談室」の開室時間の変更について

共済組合では、職場や家族についての悩み事・心配事について、専門のカウンセラーが幅広く御相談に応じる職員相談室を開室しています。

なお、平成27年4月から以下のとおり時間割及び担当カウンセラーを変更しますので、御注意ください。

プライバシーは完全に守られていますので、どうぞお気軽に御来談ください。

曜日	月	火	水	木	金	土	
相談時間	17:00-20:00	9:30-12:30	17:00-20:00	9:30-12:30	13:30-16:30	(第1,3,5) 9:30-12:30 13:30-16:30	(第2,4) 9:30-12:30 13:30-16:30
カウンセラー	菅 佐和子 (心理臨床)	那須田 律子 (心理臨床)	花谷 滋康 (産業カウンセリング)	団 士郎 (家族心理臨床)	宇佐美 朋子 (心理臨床)	糸井 浩文 (産業カウンセリング)	中川 佳苗 (心理臨床)

(祝日は除きます。)

●利用方法

職員又は職員の家族であること及び氏名を告げて電話で予約してください。

電話相談も受け付けています(電話相談は匿名可)。

電話番号：075-212-7123

●場 所

中京区寺町通二条上る ARTビル3階
(京都市役所本庁舎から徒歩5分)



14 保養所きよみずの廃止について

既にお知らせしておりますとおり、共済組合が運営している保養所きよみずにつきましては、平成27年3月31日をもって閉鎖します。長年の御利用、ありがとうございました。



15 人間ドック申込の注意事項について

平成27年度の人間ドックについては、4月に募集を予定していますが、毎年申込書に不備が多く、仕分け作業に支障をきたしています。

申込書に不備があった場合、所属に返送等の対応に時間を要するため、**健診機関への送付が通常より遅くなり、希望する日や希望する健診機関で受診ができないこともあります。**

申込書記入の際は、以下の事項に御注意いただき、提出前に今一度御確認ください。

平成27年度 人間ドック受診申込書

・太枠の中だけボールペンで強く記入してください。記入漏れのないよう御注意ください。 整理番号(記入不要)

・本申込書は4枚複写です。切り離さず4枚とも御提出ください。

・記入に際しては「人間ドックの御案内」を御参照ください。

組合員	組合員証記号	組合員証番号(右づめ)			
	フリガナ				
	氏名				
受診希望者	所属名	フリガナ	氏名	性別	男性・女性
	生年月日	昭・平	年	月	日
	続柄 (該当するものに○)	本人・家族 < 妻・夫 >			
	住所	電話			
		電話			

【記号・番号】
組合員証(健康保険証)をご確認ください

【年齢】
4月1日現在の年齢を記入

御希望の健診機関を下から選び、番号を記入してください。 番号を希望します。

※ ○は実施可 - は実施不可 ▲はオプションとして実施可(別途料金が必要)
・曜日によっては実施していない場合もございます。募集についての冊紙の中の健診機関ごとの御案内にて詳細を御確認ください。

番号	健診機関名	胃腸検査		肺がん(喫煙者)		乳がん(女性のみ)		子宮がん(女性のみ)		番号	健診機関名
		×	○	○	○	○	○	○	○		
1	京都市立病院健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○	15	京都南病
2	京都鞍馬口医療センター (旧 社会保険京都病院)	○	▲	○	○	○	○	○	○	16	西村診療
3	京都第二赤十字病院(東院区)	○	○	▲	○	○	○	○	○	17	武田病院健診セン
4	堀川病院	○	○	○	○	○	○	○	○	18	洛西シミズ病院
5	日	○	○	○	○	○	○	○	○	19	三菱京都
		○	○	○	○	○	○	○	○	20	洛西ニコ
		○	○	○	○	○	○	○	○	21	藤生会総合 (受診日につ き都合があ ります)
		○	○	○	○	○	○	○	○	22	京都市
		○	○	○	○	○	○	○	○	23	愛寿
		○	○	○	○	○	○	○	○	24	京都
		○	○	○	○	○	○	○	○	25	京
12	京都第一赤十字病院(東院区)	○	○	○	○	○	○	○	○	26	城南診療
13	山科武田ラクト健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○	27	羽健診
14	音羽病院健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○	28	武田

【胃部検査】
全員必ず記入

【肺がん検査】
45歳以上は必ず記入
※一部実施のない健診機関あり

【乳がん・子宮がん】
女性は必ず記入

【受診希望日】
全員必ず記入

こちらも必ず記入を!!

受診希望日(6月～3月)	第1希望	月	日
	第2希望	月	日
	第3希望	月	日

・必ず御記入ください。御記入のない場合、3月末の受診となる場合があります。

・必ず御記入ください。

京都市職員共済組合

平成 27 年 3 月
京都市職員共済組合

〔 222-3240 (共済企画・年金担当)
3239 (保健担当) 〕

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

